

複数事業主制度、制度資産及び開示等

年金数理人 しばた しんいち 柴田 伸一

IFRS（IAS第19号）適用に関する論点シリーズでは、会計処理を除く部分について、日本の退職給付会計基準に相当するIAS第19号を適用する際の論点又は留意すべき事項について解説してきた。これまで、

- シリーズ①：退職給付債務の評価に関する日本基準との主な相違点・留意点（本誌2015年6月号（Vol. 466））
- シリーズ②：退職給付債務の評価－割引率（本誌2015年7月号（Vol. 467））
- シリーズ③：退職給付債務の評価－死亡率（本誌2015年8月号（Vol. 468））
- シリーズ④：退職給付債務の評価－資産上限（本誌2015年9月号（Vol. 469））

を取り上げたが、最終回である今回は、これまでの連載で述べてきた内容を整理すると共に、複数事業主制度、制度資産及び開示等のこれまでに取り上げていない事項について解説する。

ここで日本基準とは、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下、「会計基準」という）及びその適用指針である企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」

（以下、「適用指針」という）の両方を併せたものをいう。

なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見である。

IAS第19号を適用する上で留意すべき主な項目

2012年に日本基準が改正されたことにより退職給付債務の評価に関するIAS第19号との差異は縮小することとなったが、依然としていくつかの項目で相違する点又は留意すべき点がある。特に「割引率」、「死亡率」及び「資産上限」については大きな影響がある可能性があるため留意が必要である。これらについては個別論点としてシリーズ②～④で取り上げている。

これらの3項目を含めIAS第19号を適用する上で留意すべき主な項目（会計処理を除く）について下表で整理している。後段でシリーズ①～④で取り上げたもの以外について解説を行う。なお、これらの項目は必ずしも網羅的ではないので、その点は留意されたい。

〈退職給付債務の評価に関連する項目〉

| 項目 | | IFRS（IAS第19号） | 日本基準 |
|----------------------------|-------------|---------------------------------------|--------------------------------|
| 給付の期間帰属 | | 給付算定式に基づく方法（第70項～第74項） | 期間定額基準と給付算定式基準の選択適用 |
| 割引率 | 割引率の基礎となる債券 | 原則、優良社債（第83項） | 国債、政府機関債及び優良社債 |
| | 割引率の基礎となる期間 | 「給付支払いの見積時期」を反映（第85項） | 「退職給付支払ごとの支払見込期間」を反映 |
| | 重要性基準 | 日本基準の「重要性基準」に相当する定めはない | 「重要性基準」の定めあり |
| 死亡率 | | 将来の死亡率の改善を考慮に入れる（第81項～第82項） | 将来の死亡率の改善を考慮に入れることについて特段の言及はない |
| キャッシュバラン プランの 予想再評価率 | | （財務上の仮定）期末における市場の予測に基づかなければならない（第80項） | 特段の定めはない。実務上、実績値が用いられるケースが多い |

| 項目 | IFRS (IAS第19号) | 日本基準 |
|----------|---|---|
| ①従業員掛金 | 一定の要件を満たす場合、当期勤務費用から従業員掛金を控除する取り扱いが許容される(第92項～第94項) | 勤務費用から従業員掛金を控除 |
| ②利息純額の算定 | 拠出及び給付支払による確定給付負債(資産)の純額の期中の変動を考慮に入れる(第123項) | 拠出及び給付支払による退職給付債務及び年金資産の変動を考慮するかについて、特段の言及はない |
| 簡便計算 | 日本基準の「簡便法」に相当する定めはない。簡便計算に関しては、「見積り、平均及び簡便計算により、信頼し得る近似値を求めることができるであろう」(第60項)との言及あり | 小規模企業等における「簡便法」の定めあり |
| 調整・補正計算 | 重要な取引及び重要な状況の変化(市場価格及び利率の変動を含む)について更新(第59項) | 貸借対照表日前のデータの利用(調整計算)及び割引率に関する補正計算に関する言及あり |

〈制度資産に関連する項目〉

| 項目 | IFRS (IAS第19号) | 日本基準 |
|----------|---|---|
| 資産上限 | 資産上限額の影響を調整した額を財政状態計算書に計上(第64項、IFRIC第14号) | 資産上限に関する定めはない |
| ①退職給付信託 | 退職給付信託に限定した定めはない。制度資産の要件を満たすかどうかを判定(第8項) | 一定の要件を満たす場合、年金資産に該当 |
| ②制度の管理費用 | 制度資産の運営管理に関する費用とそれ以外の管理費用に分解(第130項及びBC125項) | 特段の定めはない |
| ③未収掛金 | 制度資産からは企業からの未収掛金を除外(第114項) | 未払掛金を計上している金額を限度として企業からの未収掛金を年金資産に計上できる |

〈その他項目〉

| 項目 | IFRS (IAS第19号) | 日本基準 |
|-------------|--|-------------------------|
| ①複数事業主制度関連 | 複数事業主制度(確定拠出制度とみなして処理する場合の負債の認識) | 該当する定めはない |
| | 共通支配下にある企業間でリスクを分担する確定給付制度 | (複数事業主制度の)確定給付制度として会計処理 |
| ②厚生年金保険の保険料 | 「短期従業員給付(社会保障のための拠出)」(第9項(a))又は「退職後給付(公的制度)」(第43項～第45項) | 特段の定めはない |
| ③四半期報告 | 重要な市場変動及び重要な一時的な事象(制度改訂、縮小及び清算など)に関しては修正(IAS第34号B9項) | 年間の退職給付費用を按分して計算 |
| ④開示 | 日本基準と比較して広い範囲の開示が必要(第135項～第152項)。特に数理計算が必要な開示項目がある ▶数理計算上の差異の内訳開示(第141項(c)) ▶感応度分析(第145項(c)) ▶満期構成に関する情報(第147項(c))等 | — |

* 上記表中の各項目の番号は、後段の解説における項目番号と対応している。

退職給付債務の評価に関連する項目

① 従業員掛金

日本基準では従業員掛金は勤務費用から従業員掛金を控除する取り扱いとなっている（会計基準注4）。一方、IAS第19号では、従業員掛金を負の給付とみなし各期に期間帰属させ当期勤務費用から控除することとなっていたが、2013年11月のIAS第19号の改訂により、一定の要件に該当する場合は、日本基準と同様に、当期勤務費用から従業員掛金を控除する取り扱いを許容する便法が示された。ここでいう一定の要件とは、従業員の拠出が勤務年数とは独立である場合であり、この例示として、従業員拠出が「給与の固定割合」、「勤務期間を通じて固定金額」、「従業員の年齢に応じて決まるもの」として定められている場合が示されている（第93項(b)）。

② 利息純額の算定

IAS第19号では、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は、確定給付負債（資産）の純額に割引率を乗じて算定しなければならない。両者とも年次報告期間の開始日時点で算定し、拠出及び給付支払による確定給付負債（資産）の純額の期中の変動を考慮に入れると定められている（第123項）。

日本基準では、利息費用は期首の退職給付債務に割引率を乗じて計算、期待運用収益は期首の年金資産の額に長期期待運用収益率を乗じて計算し、いずれも期中に退職給付債務及び年金資産の重要な変動があった場合には、これを反映させるとしている（適用指針第16項、第21項）。なお、適用指針では「重要な変動」として、退職給付制度の一部終了（厚生年金基金の代行返上）による退職給付債務の減少、年金資産の返還を設例として挙げているが、拠出及び給付支払による退職給付債務及び年金資産の変動が「重要な変動」に当たるかについては言及していない。実務上もこれらを反映しない取り扱いが一般的と思われる。

制度資産に関連する項目

① 退職給付信託

日本基準において、退職給付信託（退職給付目的の信託）とは退職給付に充てるために積み立てる資産であり、適用指針第18項に定めるすべての要件を満たしているときは年金資産に該当するとされている。

IAS第19号では、（当然のことながら）退職給付信託に関する特別の定めがあるわけではないため、これがIAS第19号における制度資産に該当するかは、IAS第19号第8項に定める制度資産の要件を満たすかどうかについて、個別に契約内容を確認する必要がある。なお、現在の一般的な退職給付信託

の契約で、それが日本基準で年金資産に該当するようなものであれば、IAS第19号の制度資産の要件も満たすケースが多いと思われる。

② 制度の管理費用

IAS第19号では制度の管理費用を、制度資産の運営管理に関する費用とそれ以外の管理費用に分解し、前者は制度資産の収益から控除し、後者は管理サービスが提供された時に費用を認識することを要求している（第130項、BC125項）。

日本基準では制度の管理費用の取り扱いについて特段の定めはないが、実務上、実績運用収益から控除する取り扱いが一般的と思われる。

③ 未収掛金

日本基準では企業年金制度において計上されている未収掛金について、事業主が未払掛金を計上している金額を限度として年金資産に含めることができる（適用指針第17項）。IAS第19号では、制度資産からは企業からの未収掛金を除外することが定められている（第114項）。

その他項目

① 複数事業主制度に関連する項目

日本基準で複数事業主制度とは、複数の事業主が共同して一つの企業年金制度を実施している場合をいい、当該制度における会計処理及び開示は以下のとおり定められている。

- 合理的な基準により自社の負担に属する年金資産等の計算をした上で、確定給付制度の会計処理及び開示を行う（会計基準第33項(1)）
- 自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、確定拠出制度に準じた会計処理及び開示を行う（会計基準第33項(2)）

IAS第19号では、複数の事業主が「共通支配下」にあるかないかにより「複数事業主制度」と「共通支配下にある企業間でリスクを分担する確定給付制度」（以下、ここでは「グループ制度」という）に区分して、会計処理及び開示を定めている。

(i) IAS第19号における複数事業主制度

IAS第19号で複数事業主制度とは、次のような制度とされている（第8項）。

- (a) 共通支配下でない複数の企業による拠出資産をプールし、かつ
 - (b) 当該資産を複数の企業の従業員に給付するために使用し、掛金及び給付水準が、当該従業員を雇用する企業を識別することなく決定されるもの
- この定義によると、同一地域あるいは同業種で共同実施する企業年金制度は該当するものと思われる。

IAS第19号では、確定給付型の複数事業主制度について、確定給付の会計処理を行うために十分な情報を入手できないときには、確定拠出制度であるかのように会計処理を行い、追加の情報を開示しなければならないとしている（第34項）。このように確定給付型の複数事業主制度を確定拠出年金とみなして会計処理するための要件は、日本基準とIAS第19号で必ずしも同一の表現とはなっていないものの、実質的には同様の要件と考えられる。

ただし、IAS第19号では、確定拠出制度とみなして会計処理する場合であっても、積立不足を配分する契約上の合意がある場合、それにより生じる負債を認識すると定められている（第37項）。たとえば特別掛金の拠出が規約で定められている場合などで積立不足を配分する契約上の合意がある場合が該当すると解され、それにより生じる負債、すなわち将来の特別掛金の拠出の現在価値（いわゆる、特別掛金収入現価）を負債として計上することとなる。

(ii) グループ制度

IAS第19号では、「共通支配下にある企業間でリスクを分担する確定給付制度」は複数事業主制度ではないとされており（第40項）、例えば、企業グループで共同設立する企業年金制度がこれに該当すると考えられる。この場合、IAS第19号に従って測定した制度全体の確定給付費用の純額を、個々のグループ企業に負担させる契約上の合意又は明示された方針（以下「契約上の合意等」という）が存在するかどうかにより会計処理が異なる（第41項）。

| | |
|-----------------|---|
| 契約上の合意等が存在する場合 | 個々のグループ企業の個別財務諸表で、負担する確定給付費用の純額を認識する |
| 契約上の合意等が存在しない場合 | 制度を法律上運営する事業主であるグループ企業の個別財務諸表で、確定給付費用の純額を認識する。他のグループ企業は、企業の個別財務諸表で、当期に支払うべき拠出に相当する費用を認識する |

② 厚生年金保険の保険料

日本基準においては、厚生年金保険の保険料は、通常、福利厚生費で計上していると思われる。一方、IAS第19号では、「短期従業員給付（社会保障のための拠出）」（第9項(a)）又は「退職後給付（公的制度）」（第43項～第45項）とする取り扱いが考えられる。

これは、厚生年金保険の主な給付は退職後給付である「老齢厚生年金」であるものの「障害給付」といった退職後給付ではない給付も含まれるため、必ずしも退職後給付（公的制度）に分類するのではなく、短期従業員給付（社会保障のための拠出）に分

類するといった考え方があるものと思われる。

なお、いずれの分類でも純損益に与える影響は変わらないが開示項目が異なる。短期従業員給付の社会保障のための拠出に分類する場合、他の基準で求められている場合を除き、特段の開示は要求されていない（第25項）。一方、退職後給付（公的制度）に分類した場合、厚生年金保険は確定拠出型と解されることから確定拠出制度に関して費用として認識した額として、厚生年金保険の保険料を含めて開示することとなると考えられる（第53項）。

③ 四半期報告

日本基準では、中間会計期間又は四半期累計期間に負担すべき退職給付費用は、年間の退職給付費用を按分して計算すると定められており、中間期末又は四半期末時点で、退職給付債務の数理計算を行い、これらの費用金額を改めて算定する必要はないとされている（適用指針第74項）。

一方、IFRSでは、IAS第34号「期中財務報告」で、期中報告期間の年金コストは、前事業年度末に保険数理的に決定された年金コストの率を使用して年初からの累積基準で計算されるが、前年度末後の重要な市場変動及び重要な一時的な事象（制度改訂、縮小及び清算など）に関しては修正が行われると述べている（B9項）。

④ 開示

IAS第19号では、日本基準と比較して広い範囲の開示が必要となる。これには、数理計算上の差異の内訳開示（第141項(c)）、感応度分析（第145項(c)）及び満期構成に関する情報（第147項(c)）といった数理計算が必要な開示項目が含まれる。

数理計算上の差異の内訳開示は、当期に発生した数理計算上の差異のうち「人口統計上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異」、「財務上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異」を開示するものであり、感応度分析は重要な数理計算上の仮定について、その合理的に考え得る変化により退職給付債務がどのように影響を受けるか示すものである。日本の退職給付制度では、一般的に、割引率、キャッシュバランプランの場合の予想再評価率、終身年金の場合の死亡率（平均余命）等は感応度分析における重要な数理計算上の仮定に該当するものと考えられる。

また満期構成に関する情報は、確定給付制度債務の加重平均デュレーション、給付支払の時期の分布に関する他の情報（給付支払の満期分析など）が含まれるとされている。

いずれも数理計算が必要な開示項目であり、何を開示するのかを決定した上で場合によっては計算受託機関等に追加で数理計算の依頼が必要となるかもしれない。以上